

令和 5 年 度

内部統制評価報告書
審 査 意 見 書

唐 津 市 監 査 委 員

内部統制評価報告書審査意見書

1 準拠基準

唐津市監査基準

2 審査の種類

地方自治法第150条第5項の規定に基づく内部統制評価報告書審査

3 審査の対象

令和5年度内部統制評価報告書

4 審査の期間

令和6年7月24日から9月5日まで

5 審査の着眼点

市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から審査を行った。

6 審査の実施内容

令和5年度内部統制評価報告書について、市長及び内部統制評価部局から報告を受け、「唐津市監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）（以下「総務省ガイドライン」という。）の「Ⅴ 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求め、また、その他の監査等において得られた知見も踏まえて審査を行った。

7 審査の結果

令和5年度内部統制評価報告書について、前記のとおり審査した限りにおいて、評価手続の一部に不適切な事項があり、評価手続に係る記載は一部相当ではないが、当該事項を除いた範囲においては評価結果に係る記載は相当であると考えられる。

8 備考

評価手続の過程において、以下のような不適切な事項があった。

- (1) 各部局の評価者による評価手続において、「重大な不備に係る対応（様式2）」を提出している部局もあれば提出していない部局もあり、重大な不備として計上すべき基準が全庁的に明確にされていなかった。

重大な不備の判断基準について、最終評価部局である行政改革課がこの基準を変更したことを内部統制に取り組んでいる職員及びその結果評価を担当している評価部局である各部の内部統制評価担当の副部長へ周知していなかった。

なお、前年度までの運用上の重大な不備の基準に照らすと令和5年度もこの重大な不備にあたるものが多数あると考えられる。

内部統制は、各課の職員がリスクの識別、分析及び評価をし、当該リスクへの適切な対応策を講じること、講じておくことが最も重要なものであり、そのためには、重大な不備の判断基準等は、内部統制へ取り組む職員へ広く周知されておくべきものであると考えられる。

評価手続きに不適切な点や不十分な点があり、適切な対応等が図られず適切に評価が行えなかった場合には、評価報告が十分に実施できなかったという事態を招くこととなるため、重大な不備に該当する場合もあると考えられるので、適正な整備と運用をされたい。

- (2) 公有財産の事務手続において、過年度分の公有財産の登録漏れを令和5年度に覚知し、公有財産増減異動通知書を公共施設再編・資産活用課に提出しているにもかかわらず、リスク評価シートの「固定資産台帳の作成、更新漏れ」の項目について不備なしと記載した部局や当該リスク項目を対象外としていた部

局が複数あった。

9 審査の結果を踏まえた意見

- (1) 令和 5 年度は内部統制制度の導入 3 年目であり、これまでの実績を踏まえ「財務に関する事務についての共通リスク一覧」（以下「全庁共通リスク」という。）の項目を 62 項目から 25 項目に変更し、全庁共通リスク及び個別リスクに記載された事項を評価対象としているが、定期監査及び例月出納検査の指摘項目を計上していない状況や、全庁共通リスクに記載のない事項の不備も見受けられることから、全庁共通リスクの適切な項目への見直しを要望する。
- (2) 総務省ガイドラインでは、リスクの分析・評価について「各部局においてのリスクの影響度及び発生可能性を踏まえて量的重要性を見積もるとともに、質的重要性について検討を行う」とされているにもかかわらず、令和 5 年度のリスク評価シートでは、量的・質的重要性の記載項目がなく、評価者がそれらを検討し評価しているのか判断できないものとなっていたので、リスク評価シートを的確な評価ができるものにするべきと思考する。
- (3) 重大な不備に計上するか否かは、各評価者が評価をするにあたって最も重視すべき点の一つであり、統一的な視点で評価ができるような基準を設けるべきである。令和 6 年度からは新たに重大な不備の基準策定の検討を進められているとのことだが、内部統制のさらなる推進に向け効果的な基準を設けられることを期待する。
- (4) 今回も、監査等で指摘された事項がリスクとして挙げられておらず、職員の内部統制への意識や認識の不足が感じられ、また、発生した不備の内容をみると、関係例規等の理解不足が原因と思われる事務処理誤り等も見受けられたので、全職員の理解、意識の向上を図るための対策に努められたい。
- (5) 令和 6 年度から、各課により日常的モニタリングを具体的に取り組まれるように示されたことは評価するが、今後も内部統制制度の推進方法や評価手法について不断の見直しを行い、より実効性の高いものとされるよう要望する。

令和 6 年度から電子決裁システムが新たに導入されており、利便性が向上している一方で、システム導入によりすべてのエラーが無くなるものではなく、その都度職員による適切な確認作業をしなければ事務事故につながるおそれがある。こうした状況の中で、事務事故を防ぐための確認規定やマニュアル等を整備し、既存の規定との擦り合わせなどを図り、リスクの発生を未然に防ぐ対策を推進されることが望まれる。

内部統制制度は、業務に組み込まれ、職員一人ひとりが遂行することによってその組織で有効に機能することから、より実効性の高いものとなるよう不断の見直しを図り、取り組んでいくことが肝要であり、長期的な視点に立って取り組まれるよう要望する。